

サービスの内容

- 産後のママのケア
母体の健康管理、母乳相談とケアなど
 - 赤ちゃんのケア
赤ちゃんの健康管理、体重・栄養状態チェック、育児相談、授乳指導、沐浴指導など
- (注意) ママと赤ちゃんの状態に応じて、必要なケアを実施します。

利用日数及び利用料

種類	利用日数 ※ ₁	利用料※ ₂ (1日につき)
産後ケア訪問	7日まで	1,000円
産後デイケア	5日まで	2,000円
産後お泊りケア	5泊まで	3,500円

※₁ 双子の場合、上記の日数より2日(泊)増えます。

※₂ 住民税非課税、生活保護受給世帯などの場合は、利用料を減免(無料)します。

利用料の減免に該当する方で、転入などのために公簿などで世帯収入などが確認できない場合は、必要な書類を提出していただく必要があります。

お気軽にご相談ください

ゆりかごステーション

専任の相談員である母子保健コーディネーター(助産師等)が、妊娠中から子育て中のご家庭の相談に応じます。

妊娠中や産後の体調のこと、子育てで困ったこと、子育て支援サービスのことなど、お気軽にご相談ください。

ゆりかごステーション(保健センター内)

電話 042(557)5108(直通)
042(557)5072(保健センター代表)
Fax 042(557)7414(直通)

～産後のママを支援します～

瑞穂町産後ケア事業 のご案内

産後ケアとは

産後に家族等からの援助を受けられず、心身の不調や育児不安があるなどで、支援が必要な方を対象に、産後のママが赤ちゃんと一緒に受けられる助産師の専門的なサービスです。

ご相談・申し込みは

ゆりかごステーション(保健センター内)

電話 042(557)5108(直通)
042(557)5072(保健センター代表)
Fax 042(557)7414(直通)
担当 母子保健コーディネーター

産後ケア訪問

助産師が家庭訪問し、産後のママのお世話や赤ちゃんの沐浴などのサービスを提供します。

(注意) 家事援助や買い物支援は提供できません。

- 1日につき3時間まで
- 平日午前9時から午後4時まで

産後デイケア・産後お泊りケア

助産院に産後のママと赤ちゃんが日帰り入院または入院して、助産師のサービスを受けます。

(注意) きょうだいの入院は原則できません。

デイケア（日帰り入院）

- 平日午前10時から午後4時まで（6時間）

お泊りケア（入院）

- 平日月曜から木曜
- 午前10時から翌午前10時まで（24時間）

共通の注意事項

- 赤ちゃんのミルク・おむつなどは各自で用意ください。（ママの食事は提供します。）
- 感染症の恐れがある方や医療が必要な方は利用をお断りすることがあります。

産後ケア事業の対象となる方

瑞穂町に住民票がある、産後4日目から6か月

までの方※で、以下のいずれかに当てはまる方

※ 双子などの場合は利用できる期間が延長できますので、ご相談ください。

- 産後に心身の不調がある方
- 育児に関する不安や心配事などがあり、専門職によるケアが必要な方
- 産後の援助を家族などから受けることができない方

ご利用までの流れ

1. 利用申し込み

裏面の「ゆりかごステーション」母子保健コーディネーターまでご連絡ください。

2. ゆりかごプランの作成と利用申請

母子保健コーディネーターが家庭訪問し、ママと赤ちゃんのご様子を確認し、必要なサービスのご紹介や利用方法の説明をしながら、ゆりかごプラン（支援計画）を作成します。

ゆりかごプランにより、産後ケア事業の利用をお勧めする場合、申請書類をお渡しします。

利用料減免のための添付書類が必要な場合は、後日提出をお願いします。

(注意)

申請後に申請内容に変更が必要となった場合及び利用を取りやめる場合は、母子保健コーディネーターにご連絡をお願いします。

3. 利用の決定

申請書類が全て提出されてから保健センターで審査を行い、利用の可否を郵送または訪問などで通知します。

4. サービスの利用

サービス提供事業者に連絡し、利用日の予約や利用の際の注意事項などの確認をしてください。

サービスを利用するときは、通知に同封する「利用者カード」をサービス提供事業者に提示してください。

5. 利用料の支払い

サービス利用の当日、サービス提供事業者にご直接利用料をお支払いください。

6. ママと赤ちゃんのご様子の確認

サービス利用後のママと赤ちゃんのご様子を確認するため、母子保健コーディネーターが家庭訪問などでご様子をお聞きします。